



川薩地区1市4町4村

川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町
里村・上郷村・下郷村・鹿島村

法定合併協議会だより

2004
第7号
平成16年1月発行

発行責任者：川薩地区法定合併協議会／会長 森 卓朗／編集：川薩地区法定合併協議会事務局 川内市神田町3番22号
TEL.0996-23-5111 FAX.0996-22-6295 E-mail info@sensatu-gappei.kagosima.jp ホームページアドレス http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp/

合併協定書案(46項目)を提案



▲樋脇町で開かれた第13回川薩地区法定合併協議会

◀名付け親大賞の抽選を行う森卓朗・法定協会長

名付け親大賞は川畑さん(川内市)
第13回川薩地区法定合併協議会

川薩地区法定合併協議会の第十三回協議会は一月十五日、樋脇町内で開かれ、合併協定項目四十六項目についての確認事項を盛り込んだ合併協定書案が提案されました。合併協定書案は各市町村に持ち帰り協議、一月二十九日開催の第十四回協議会での協議を経て、二月十九日の第十五回協議会で承認・調印の予定となっています。

第十三回協議会ではこのほか、昨年十二月二十四日の第十二回協議会で新市名称に決まった「薩摩川内市」の応募者七百九十二人の中から名付け親大賞、名付け親賞の抽選が行われ、名付け親大賞には川内市の川畑洋一さん、名付け親賞には川内市の柏木昌子さんから十名が選ばれました。名付け親大賞には賞状と十万円分商品券(児童・生徒の場合は図書券)・地元特産品、名付け親賞には賞状と一万円分商品券(同)・地元特産品が贈呈されます。

また、「薩摩川内市」以外で最終五点到り込まれた「さつま市」「薩摩市」「さつま川内市」「川内市」の応募者の中から、各五名ずつ計二十名の優秀賞の抽選は昨年十二月二十四日の新市名称等検討小委員会で行われ、当選者には賞状と五千円分商品券(児童・生徒は図書券)・地元特産品が贈呈されます。

※抽選結果はP2、P3を参照

合併協定書案の

基本4項目と

変更点

川薩地区法定合併協議会では昨年十二月二十四日の第十二回協議会まで合併協定項目（四十六項目）の調整方針について協議を重ね、そのすべてについて確認しました。合併協定書案にはこれらの確認内容が盛り込まれています。

この中で、一部事務組合等の取扱い（その1）については、「財団法人鹿児島勤労者いこいの村」「こしき海洋深層水株式会社」「甑島商船株式会社」を新たに加えています。また、一部事務組合等の取扱い（その2）では、第十二回協議会で「薩摩郡東部衛生処理組合」「川薩地区介護保険組合」の取扱いについて、新市の直轄方式とする調整方針を確認していましたが、その後の薩摩東部地区合併協議会等との協議・調整の結果、衛生処理は入来町と祁答院町分を委託方式に、介護業務は現一部事務組合を継続とする方針に変更、提案してあります。

《基本4項目》

◆合併の方式

川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村及び鹿島村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。

◆合併の期日

合併の期日は、平成十六年十月十二日を目標とする。

◆新市の名称

新市の名称は、薩摩川内市（さつませんだいし）とする。

◆新市の事務所の位置

一、新市の事務所（本庁）の位置については、新庁舎建設までの間は、川内市神田町三番二二号とし、支所、出張所の取扱いについては、地方自治法（昭和二十二年法律第六七号）第一五五条に基づき、関係市町村内に置くものとする。

二、将来の新市の事務所の位置については、新市成立後、交通の事情、他の官公署との関係など、

住民の利便性を考慮し検討するものとする。

《変更点》

◆一部事務組合等の取扱い（その1）

八、財団法人 川内市民まちづくり公社、財団法人鹿児島勤労者いこいの村、川内川多目的取水管理組合については、現行のまま新市に引き継ぐ。

十一、肥薩おれんじ鉄道株式会社、株式会社遊湯館、株式会社甑産業振興公社、株式会社東郷温泉ゆつたり館、こしき海洋深層水株式会社、甑島商船株式会社については、出資等の財産については、新市に引き継ぎ、管理運営については、現行のとおりとする。（一～七、九～十は略）

◆一部事務組合等の取扱い（その2）

一、薩摩郡東部衛生処理組合の構成団体である入来町と祁答院町については、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において合併の日に旧入来町・祁答院町の区域を当該組合に委託す

る。委託料の額及び財産並びに職員の内訳については当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。
三、川薩地区介護保険組合の構成団体である川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甑村・下甑村・鹿島村については、合併の日の前日に当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。（二は略）

おめでとう ございます

新市名称
名付け親大賞 1点
名付け親賞 10点
優秀賞 20点
(敬称略)

・名付け親大賞
川畑洋一（川内市）

・名付け親賞
柏木昌子（川内市）
小牧保雄（鹿児島市）
小牟田裕子（川内市）
佐多康彦（川内市）
中園敏雄（川内市）
西園まなみ（里村）

米盛廣 廣居丸 福丸知 日渡祐 田頭忠
 「川薩市」 昌明 (川内市) 美道 (東京府中市) 誠子 (川内市) 咲子 (川内市)
 「さつま川内市」 BARBARA KORCALA (岡山県津市) 上園亜香音 (川内市) 山田裕造 (樋脇町) 石塚巖 (川内市) 海江田憲一 (川内市) 薩摩市「 秋山一弘 (静岡県富士市) 竹崎ふさえ (川内市) 上戸二夫 (東郷町) 吉田志眞子 (川内市) 福山徹志 (樋脇町) 「さつま市」 山下三男 (里村) 二見洋一郎 (川内市) 福山謙司 (川内市) 日笠山昇 (里村)

・優秀賞

市町村合併住民説明会資料 正誤表

※配布しております住民説明会の資料に誤りがありました。以下の正誤表をご参照ください。

頁	正	頁	誤																																								
15	「新市の住居表示、次のとおりです。」の表中 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">新市の住所表示例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薩摩川内市</td> <td>神田町◇◇◇◇—◇◇</td> </tr> <tr> <td>薩摩川内市</td> <td>樋脇町塔之原◇◇◇◇番地</td> </tr> <tr> <td>薩摩川内市</td> <td>東郷町斧淵◇◇◇◇番地</td> </tr> <tr> <td>薩摩川内市</td> <td>入来町浦之名◇◇◇◇番地</td> </tr> <tr> <td>薩摩川内市</td> <td>祁答院町下手◇◇◇◇番地</td> </tr> <tr> <td>薩摩川内市</td> <td>里町里◇◇◇◇番地</td> </tr> <tr> <td>薩摩川内市</td> <td>上甕町中甕◇◇◇◇番地</td> </tr> <tr> <td>薩摩川内市</td> <td>下甕町手打◇◇◇◇番地</td> </tr> <tr> <td>薩摩川内市</td> <td>鹿島町蘭牟田◇◇◇◇番地</td> </tr> </tbody> </table>	新市の住所表示例		薩摩川内市	神田町◇◇◇◇—◇◇	薩摩川内市	樋脇町塔之原◇◇◇◇番地	薩摩川内市	東郷町斧淵◇◇◇◇番地	薩摩川内市	入来町浦之名◇◇◇◇番地	薩摩川内市	祁答院町下手◇◇◇◇番地	薩摩川内市	里町里◇◇◇◇番地	薩摩川内市	上甕町中甕◇◇◇◇番地	薩摩川内市	下甕町手打◇◇◇◇番地	薩摩川内市	鹿島町蘭牟田◇◇◇◇番地	15	「新市の住居表示、次のとおりです。」の表中 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">新市の住所表示例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薩摩川内市</td> <td>神田町◇◇◇◇—◇◇</td> </tr> <tr> <td>薩摩川内市</td> <td>樋脇町塔之原◇◇◇◇番地</td> </tr> <tr> <td>薩摩川内市</td> <td>東郷町斧淵◇◇◇◇番地</td> </tr> <tr> <td>薩摩川内市</td> <td>入来町浦之名◇◇◇◇番地</td> </tr> <tr> <td>薩摩川内市</td> <td>祁答院町下手◇◇◇◇番地</td> </tr> <tr> <td>薩摩川内市</td> <td>里町里◇◇◇◇番地</td> </tr> <tr> <td>薩摩川内市</td> <td>上甕村中甕◇◇◇◇番地</td> </tr> <tr> <td>薩摩川内市</td> <td>下甕村手打◇◇◇◇番地</td> </tr> <tr> <td>薩摩川内市</td> <td>鹿島村蘭牟田◇◇◇◇番地</td> </tr> </tbody> </table>	新市の住所表示例		薩摩川内市	神田町◇◇◇◇—◇◇	薩摩川内市	樋脇町塔之原◇◇◇◇番地	薩摩川内市	東郷町斧淵◇◇◇◇番地	薩摩川内市	入来町浦之名◇◇◇◇番地	薩摩川内市	祁答院町下手◇◇◇◇番地	薩摩川内市	里町里◇◇◇◇番地	薩摩川内市	上甕村中甕◇◇◇◇番地	薩摩川内市	下甕村手打◇◇◇◇番地	薩摩川内市	鹿島村蘭牟田◇◇◇◇番地
新市の住所表示例																																											
薩摩川内市	神田町◇◇◇◇—◇◇																																										
薩摩川内市	樋脇町塔之原◇◇◇◇番地																																										
薩摩川内市	東郷町斧淵◇◇◇◇番地																																										
薩摩川内市	入来町浦之名◇◇◇◇番地																																										
薩摩川内市	祁答院町下手◇◇◇◇番地																																										
薩摩川内市	里町里◇◇◇◇番地																																										
薩摩川内市	上甕町中甕◇◇◇◇番地																																										
薩摩川内市	下甕町手打◇◇◇◇番地																																										
薩摩川内市	鹿島町蘭牟田◇◇◇◇番地																																										
新市の住所表示例																																											
薩摩川内市	神田町◇◇◇◇—◇◇																																										
薩摩川内市	樋脇町塔之原◇◇◇◇番地																																										
薩摩川内市	東郷町斧淵◇◇◇◇番地																																										
薩摩川内市	入来町浦之名◇◇◇◇番地																																										
薩摩川内市	祁答院町下手◇◇◇◇番地																																										
薩摩川内市	里町里◇◇◇◇番地																																										
薩摩川内市	上甕村中甕◇◇◇◇番地																																										
薩摩川内市	下甕村手打◇◇◇◇番地																																										
薩摩川内市	鹿島村蘭牟田◇◇◇◇番地																																										
19	23-2 友好都市・国際交流事業の解説 川内市と入来町が取り組んでいる中国「 <u>常熟市</u> 」、... <small>じょうじゅくし</small>	19	23-2 友好都市・国際交流事業の解説 川内市と入来町が取り組んでいる中国「 <u>常熟市</u> 」、... <small>じょうじゅくし</small>																																								
47	新市の概況と主要指標の説明中 ◆ <u>新市の総人口の推移</u> グラフ中 H22の人口 <u>102,457人</u>	47	新市の概況と主要指標の説明中 ◆ <u>新市純生産額割</u> グラフ中 H22の人口 <u>102,454人</u>																																								
69	「財政計画」の説明中 (6行目) また、基本計画・まちづくり事業	69	「財政計画」の説明中 (6行目) また、 <u>第5章</u> の基本計画・まちづくり事業																																								

議会議員の定数・任期の調整方針など承認

第12回法定合併協議会（12月24日）



川内市内で開かれた第12回協議会

川内地区法定合併協議会の第十二回協議会は昨年十二月二十四日、川内市内で開かれ、先に提案されていた「議会議員の定数及び任期の取扱い」「一部事務組合の取扱い（その2）」など調整方針四件と新市まちづくり計画を承認したほか、新市名称を「薩摩川内市」とすることを決めました。これで合併協定項目四十六すべての審議を終えました。

承認事項

以下の調整方針は、法定合併協議会で承認されたものです。

◆議会議員の定数及び任期の取扱いについての調整方針

一、新市の議会の議員の定数は三十四人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第六条第一項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間（四年間）に限り、新市の議会の議員の定数は四十四人とする。

また、選挙区については、関係市町村の区域ごとに設置し、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。

川内市の区域	二十五人
樋脇町の区域	四人
入来町の区域	三人
東郷町の区域	三人
祁答院町の区域	三人
里村の区域	一人
上甑村の区域	二人
下甑村の区域	二人
鹿島村の区域	一人

なお、特例適用後の一般選挙

からは、選挙区は設置しない。

二、議員報酬の額は、川内市の例により、合併時までに調整する。

三、委員会の種別及び委員数は、新市の議会全員協議会において調整する。

◆農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについての調整方針

一、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

① 新市に川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町の一市四町の区域、里村・上甑村・下甑村・鹿島村の四村を区域とする二つの農業委員会を置く。

② 新市の農業委員会選挙による委員の定数については、一市四町の区域は三十八人、四村の区域は十人とする。ただし、合併時に農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第三項の規定を適用し、平成十七年四月三十日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

③ 選挙区設置等については、新市

に移行後、速やかに協議する。
二、農業委員会の運営等については、次のとおりとする。

① 農業委員会の運営については、合併時まで、具体的な調整を行うこととする。

② 諸証明手数料については、合併時まで、新たに制度等を制定する。

◆一部事務組合等の取扱い（その2）についての調整方針

一、薩摩郡東部衛生処理組合の取扱いについては、当該組合及び構成団体と次により協議するものとする。

薩摩郡東部衛生処理組合の構成団体である入来町・祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市の直轄事業とする。

財産及び職員の取扱いについては、合併までに調整する。

二、串木野樋脇清掃組合の構成団体である樋脇町については、合併の日の前日に当該組合を脱退する。当該組合は、組合構成団体が一団体となるため解散することになる。

新市における旧樋脇町の区域は合併の日に串木野市に委託す

ることとし、委託料の額及び財産の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。

三、川薩地区介護保険組合の取扱いについては、当該組合及び構成団体と次により協議するものとする。

川薩地区介護保険組合については、合併の日の前日に解散し、合併の日に全ての事務を新市及び宮之城町、鶴田町、薩摩町に引き継ぎ直轄事業とする。
財産の取扱いについては、合併までに調整する。

◆環境衛生事業（その2）についての調整方針

一、し尿処理関係

① し尿汲取手数料及び地元との連絡調整は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

② し尿処理施設の整備については、現行のまま新市に引き継ぐ。

③ 一般廃棄物処理業許可証交付手数料及び同再交付手数料並びに浄化槽清掃業許可証交付手数料及び同再交付手数料は、合併時に川内市の例により調整する。

④ 西薩環境センター対策委員会運営補助金は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

⑤ し尿・浄化槽汚泥等の収集処理計画及びし尿収集・浄化槽清掃業の許可については、合併時に新たに制度等を制定する。

⑥ 投入手数料、し尿・浄化槽汚泥等の収集・処理業務、し尿処理施設の管理、し尿収集区域の指定及び海洋投入処分については、関係一部事務組合の調整方針に基づき、調整するものとする。

二、ごみ処理関係

① 一般廃棄物処理計画は、合併時に新たに制度等を制定する。

② 県外廃棄物搬出事業は、合併時に新たに制度等を制定する。

③ 川内市クリーンセンター内最終処分場、最終処分場（計画、設計、実施）及びごみ処理施設の整備については、現行のまま新市に引き継ぐ。

④ 地元との連絡調整は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

⑤ 川内市クリーンセンター地域振興補助金は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時

調整する。

⑥ 一般家庭用ごみ袋販売委託は、新市に移行後速やかに調整する。

⑦ 廃棄物処理手数料、ごみの収集方法等、ごみの資源化及び特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料は、関係一部事務組合等の調整方針に基づき、調整するものとする。

三、火葬関係

火葬場（火葬料）については、合併時に新たに制度等を制定する。

四、環境衛生事業に関する公共的団体については、公共的団体の取扱いによる。



● 今後の法定合併協議会開催予定

◆ 第十五回法定合併協議会

二月十九日（木）午後一時から

◆ 合併協定調印式

二月十九日（木）午後二時から

川内市 ホテル太陽パレス

※会議は都合により変更される場合がございます。事前には事務局にお問い合わせください。協議会は傍聴できます。定員三十名。傍聴希望者が定員を超える場合は抽選になります。

合併協定項目(46項目)の協議状況

(平成15年12月24日現在)

合併協定項目		提 案		確 認		協 議 状 況
		協議会	月 日	協議会	月 日	
1	合 併 の 方 式	第1回	7/10	第1回	7/10	確認済
2	合 併 の 期 日					確認済
3	新市の事務所の位置					確認済
4	条例、規則等の取扱い	第1回	7/10	第2回	7/24	確認済
5	電 算 シ ス テ ム					確認済
6	使用料、手数料等の取扱い	第2回	7/24	第6回	9/25	確認済
7	公共的団体等の取扱い					確認済
8	上 ・ 下 水 道 事 業					確認済
9	新市まちづくり計画	第3回	8/12	第12回	12/24	確認済
10	地方税の取扱い	第3回	8/12	第6回	9/25	確認済
11	補助金、交付金等の取扱い					確認済
12	障害者福祉事業					確認済
13	高齢者福祉事業					確認済
14	財 産 の 取 扱 い	第4回	8/28	第8回	10/24	確認済
15	事務組織及び機構の取扱い					確認済
16	国民健康保険事業の取扱い					確認済
17	介護保険事業の取扱い					確認済
18	児 童 福 祉 事 業					確認済
19	町名・字名の取扱い	第5回	9/11	第8回	10/24	確認済
20	自治会・行政連絡機構の取扱い					確認済
21	窓 口 業 務					確認済
22	保 健 衛 生 事 業					確認済
23-1	環境衛生事業(その1)	第6回	9/25	第10回	11/26	確認済
24	慣 行 の 取 扱 い					確認済
25	男 女 共 同 参 画 事 業					確認済
26	広 報 広 聴 関 係 事 業					確認済
27	情 報 公 開 制 度					確認済
28-1	一部事務組合等の取扱い(その1)	第7回	10/7	第10回	11/26	確認済
29	消 防 団 の 取 扱 い					確認済
30	友好都市・国際交流事業					確認済
31	消 防 防 災 関 係 事 業					確認済
32	農 林 水 産 関 係 事 業					確認済
33	交 通 関 係 事 業	第8回	10/24	第11回	12/11	確認済
34	商 工 ・ 観 光 関 係 事 業					確認済
35	建 設 関 係 事 業					確認済
36	学 校 教 育 事 業					確認済
37	コ ミ ュ ニ テ ィ 施 策					確認済
38	社 会 教 育 事 業	第9回	11/13	第11回	12/11	確認済
39	一般職の職員の身分の取扱い					確認済
40	特別職の身分の取扱い					確認済
41	生 活 保 護 事 業					確認済
42	そ の 他 の 福 祉 事 業	第9回	11/13	第12回	12/24	確認済
43	そ の 他 事 業					確認済
44	議会議員の定数及び任期の取扱い					確認済
45	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	第9回	11/13	第12回	12/24	確認済
28-2	一部事務組合等の取扱い(その2)					確認済
23-2	環境衛生事業(その2)					確認済
46	新 市 の 名 称	第10回	11/26	第12回	12/24	確認済